平成２９年（フ）第１２３号
北海道中川郡幕別町緑町５番地の104
債務者　纐纈真由美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
北海道中川郡幕別町札内北町25番地の８　アディ５　22号室
債務者　吉田　美明
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
福島県会津若松市河東町広田字横堀159番地、前住所福島県河沼郡河東町大字広田字中島戊229番地
債務者　日下　里美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
福島県喜多方市塩川町字東栄町１丁目７番地６　プレジールユイ105号室、住民票上の住所福島県河沼郡会津坂下町大字御池田字山ノ神150番地
債務者　石田　美和
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３２６１号
大阪市中央区法円坂１丁目５番37―208号
債務者　仕田　次男
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６４０号
大阪市東成区東小橋２丁目５番15―606号
債務者　引野工業こと　引野登志夫
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８３号
大阪市西成区潮路１丁目５番23号　ブランメゾン　101号、前住所大阪市西成区聖天下１丁目12番２号
債務者　カラオケまるよし亭こと　浜田ケイ子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５９号
大阪市大正区千島３丁目６番７号
債務者　平野　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１４号
大阪市東淀川区大隅１丁目２番21号　凱施門ビル　302号
債務者　大中原小代子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０５号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―903号
債務者　髙木　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８０号
大阪府大東市大野１丁目10番19号
債務者　中村　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１２号
大阪府八尾市竹渕１丁目223番地の４　プランメゾン八尾Ⅱ番館408号、前住所大阪市平野区加美東４丁目３番16―604号
債務者　大塚　　匡（旧姓三浦・飯尾）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３３０号
大阪市生野区新今里２丁目９番８号　第１ＫＹメゾン　403号
債務者　ＫＩＭ　ＯＫＳＯＯ　金　　玉秀
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９号
長崎県諫早市高来町峰28番地７
債務者　本多ムサシ
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
長崎県大村市小路口本町357番地５
債務者　河口　瑠美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
長崎県五島市富江町長峰1601番地１
債務者　坂本信次郎こと　金　　信広
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
長崎地方裁判所五島支部